

事業 各種護製造業

企業系統 +

使用労働者 男一〇 女四 計十四名

三労働者側

争議参加者 十二名 (男十名 女二名)

加盟労働組合 +

應援労働組合 目下、慶ナシ

四争議発生ノ時

十二月八日

五争議発生原因

従業員側ハ他ノ護工場ニ比シ賃金低廉ニテ事業ノ繁盛期ニ
値ケテ要求スルカ最モ効果的ナリトシ十二月八日午前十一時
職場内ニ於テ協議ノ結果賃銀三割ノ道上要求ヲ提出スル事ニ
決シ即日口頭ヲ以テ要求シタルカ事業主側カ承認セサリシニ

由ル

六要求事項

(一) 要求書

一日給三割値上スルコト

二張工ノ請負制度ヲ日給ニ改メルコト

組シ一月五十銭以上ノ日給ニスルコト

三解雇絶対及弊

四機械故障並ニ都合ニ依リ休業ノ場合ハ定給ヲ文拂フコト

但シ早退ノ場合トモ定給ヲ文給スルコト

五従業員カ工具破損ノ場合罪償及弊

六年一回拾銭以上昇給スルコト

七交渉中ノ日給全額支給スルコト

昭和七年十二月八日

従業員一同

市原工場主殿